新宿区 創業資金(借主特例) について - 商店街空き店舗活用支援融資-

新宿区内の商店街(新宿区の認める商店会・商店街振興組合の区域)にある空き店舗 を借りて創業する方のための融資制度です。

空き店舗とは区内の商店街にある 1 か月以上商業活動を行っていない店舗・事務所 (倉庫等は不可) のことをいいます。

当該資金は親族、生計同一者等に空き店舗を貸す場合は利用できません。

★新宿区創業資金(借主特例)の概要

※詳細については、お問い合わせください。

【主な対象】

次のすべての要件を満たす方

- (1) 区内の商店街にある空き店舗を借りて創業しようとする者、または、区内の商店街 にある空き店舗を借りて新たに店舗を出店・事務所を開設しようとする創業して5 年未満の中小企業者であり、次のいずれかに該当すること
 - ①法人は、本店(営業の本拠)と本店登記を区内の同一所在地に置いて創業する予 定である者、または、本店(営業の本拠)と本店登記が区内の同一所在地にある 中小企業者
 - ②個人は、事業所(営業の本拠)を区内に置いて創業する予定である者、または、 事業所(営業の本拠)が区内にある中小企業者(区内在住1年以上であり、かつ 東京都内の事業所に営業の本拠があれば、区内の商店街にある空き店舗を借りて 新たに出店・開設することも可)
- (2) 創業、または新たに出店・開設しようとする事業が、東京信用保証協会の保証対象 業種であること
- (3) 住民税・事業税を滞納していないこと (分納は不可)
- (4) 区内の商店会もしくは商店街振興組合に加入、または加入の申込みをしていること

【融資内容】

(平成27年4月1日現在)

	対 象	資金使途	貸付限度額	貸付期間 (うち据置期間)	貸付金利 [※] (利子補給)	信用保証料 の補助
創 特 A	現在、事業 主でなく、 <u>創業しよう</u> <u>とする方</u>	空き店舗で創 業する時に必 要な運転及び 設備資金	1,000 万円 以下	7年以内 (12ヶ月以内)	2.1%以下	全額
創 特 B	個人または 法人で創業 し、 <u>5</u> 年未満 <u>の方</u>	新たに空き店舗 で出店する時に 必要な運転及び 設備資金	2,000 万円 以下	(12 7 A Mr1)	(2.1%以下)	

※本人負担なし

創業資金(借主特例)の申込書等は、下記の産業振興課でのみ配布しています。 申込みは予約制です。必ず、事前に産業振興課で申込書等を受け取ったうえで、直接 <u>ご予約ください。</u>なお、面談は複数回行います。 必要書類については、裏面を参照ください。